

# 高齢者の

## 医療制度が変わります

これまで、75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の高齢者の人は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療給付を受けていましたが、平成20年4月からは新たに創設される「後期高齢者医療制度」により医療給付を受けることとなります。

### 国保からのお知らせ

平成20年4月から  
後期高齢者医療制度

平成20年3月まで  
老人保健制度

Q いつから始まるの？

平成20年4月1日から始まります。

・制度の運営は、県内23市町が加入する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行います。  
・市町の窓口では、保険証の交付、保険料の徴収などをを行います。

Q 対象者はどんな方？

・75歳以上の高齢者です。  
・一定の障がいのある65歳以上の方も対象となります。

#### 後期高齢者医療制度のポイント

- 独立した医療保険制度
- 被保険者となるのは、75歳以上（一定の障がいのある人は65歳）の人
- 保険料は、原則年金からの天引き
- 制度の運営主体は、佐賀県内のすべての市町が加入する「広域連合」

Q どこが変わるの？

これまで、保険料を負担されなかった方（扶養に入られていた方など）も保険料を納めていただく必要があります。

・保険料は個人ごとに算定され、原則として年金から天引きされます。  
・保険料の額は平成19年10月ごろ決定されます。  
・一人に1枚ずつの保険証が発行されます。

Q どうして今までの老人医療制度が変わったの？

・医療機関窓口での個人負担については、現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並みの所得の人は3割負担）となります。

これまで老人医療費の伸びが著しく、このままでは医療保険制度の運営が難しくなる恐れがでてきました。そこで、運営主体を市町村単位から都道府県単位の広域連合に移し、より安定した財政運営を行えるようにしたのです。

・国民の皆様の納得と理解が得られるように、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度にすることから、75歳以上の後期高齢者等については、独立した制度を創設することになりました。

・高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえた医療サービスを提供しながら、財源構成も公費（約5割）、現役世代からの支援（約

4割）のほか、高齢者からも広く薄く保険料（約1割）を徴収する医療制度となりました。

#### 問合せ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
電話 0952 (64) 8476

#### 新しい

国民健康保険証を  
送付しました！

8月1日付けで国民健康保険証を更新しました。  
7月下旬に配達記録にて郵送しておりますので、ご確認ください。（高齢受給者証も同封しております。）  
古い保険証等はハサミを入れるなどして、処分をお願いします。

#### ◆問合せ先

くらし部 健康課

電話 (23) 9135 国保年金係

山内支所

くらし課 国保年金係  
電話 (45) 2906

北方支所

くらし課 国保年金係  
電話 (36) 6020